

時期	復旧・復興段階
区分	産業・雇用
分野	工業・商業
検証項目	規制緩和、国内外企業の立地促進

根拠法令・事務区分	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（F A Z法）、工場等制限法（平成13年廃止）構造改革特別区域法
執行主体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財源	自主財源
概要	<p>被災地域における地域の産業復興を速やかに実現するためには、経済活動を制約する各種規制の緩和を推進し、意欲ある民間企業が自由な活動を展開できる環境を確保することが重要であるとの考えから、ポートアイランド等の臨海部においては、各種の規制緩和が導入され、企業立地の促進が図られた。</p> <p>兵庫県においては、今後成長が見込まれる産業分野の企業誘致により、被災地域の経済発展を図るために、これらの産業が集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」（産業復興条例）を平成8年10月に公布した。</p> <p>平成14年12月「構造改革特別区域法」が公布され、地方公共団体等の自発的な立案により、特定地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする「構造改革特区制度」が創設された。当制度に基づき、神戸市では平成15年4月に「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」が認定された。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>工場等制限法の特例措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p92]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域における地域の産業復興を速やかに実現するためには、経済活動を制約する各種規制の緩和を推進し、意欲ある民間企業が自由な活動を展開できる環境を確保することが重要であることから、国土庁（当時）においては、既存事業者が、震災前の従業者数の範囲内で床面積を拡大して工場を再建すること、被災工場の跡地に、震災前の従業者数の範囲内または震災前と同一業種であれば、他の事業者工場を新設することが可能となるような工場等制限法の特例措置を講じた。 大店法の運用改善[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p202] 近畿通産局（当時）は、大店法の運用の改善について、震災直後からの臨時店舗での販売行為、一時的な閉店時間の繰り下げ・休業日数の削減に係る弾力的な取り扱いを認めた。 「ジェット口神戸F A Z支援センター」の設置 平成9年5月には、「ジェット口神戸F A Z支援センター」を設置し、輸入・対内投資促進に関する情報提供、貿易・投資に関するアドバイザーによるコンサルティング事業等を実施している。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>産業復興条例の制定（平成8年）[「阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）」兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p357-358][『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）」（財）阪神・淡路大震災記念協会,p371]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、今後成長が見込まれる産業分野の企業誘致により、被災地域の経済発展を図るために、これらの産業が集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」（産業復興条例）を、平成8年10月9日に公布した。 平成9年1月、「産業復興条例」を施行し、新産業構造拠点地区等への進出企業に対する地方税の減

	<p>免措置やオフィス賃料補助等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度で期限切れとなる「産業復興条例」の適用期間を3年間延長（「産業集積条例に拡充）」し、平成14年4月から施行した。また、支援対象となる産業分野として新たに「新素材・新技術」「輸送・物流」を追加した。 <p>ふ頭用地への企業立地促進[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p381-383]</p> <ul style="list-style-type: none"> 埠頭用地への企業進出は、本来、港湾運送事業の免許などが必要で、倉庫業や港湾運送事業に限っていたが、平成10年7月に、他の企業でも海上貨物の取り扱い量又はその額が貨物全体の50%以上になる見込みがあれば、進出を認める規制緩和を打ち出した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>○産業復興条例による企業進出の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業復興条例（平成14年度からは産業集積条例）に基づく事業確認を受けた進出企業数は、平成15年度末で257社。 <p>ふ頭用地への企業進出状況[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p381-383]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年「兵庫オートオークション」、「オートボックスセブン」、「トイザラス」、「日産自動車」食品関連4社、が埠頭用地の進出を決定した。これにより、新港東ふ頭、兵庫ふ頭、摩耶ふ頭の3箇所の再開発用地に計18社が誘致され、整備済みの面積のうち76.3%の処分が決定した。
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>神戸起業ゾーン条例の制定（平成9年）[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p91]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市においては、平成9年1月1日に「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」（神戸起業ゾーン条例）を施行し、ポートアイランド第2期地区を「神戸起業ゾーン」に設定し、生活文化関連、情報・通信関連、国際化関連、集客関連、物流関連の5つの成長産業分野における企業の進出支援として、金融、税制上の優遇措置等を講じた。 <p>上海・長江交易促進プロジェクトの推進（復興特定事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市、復興特定事業の一環として、上海・長江交易促進プロジェクトを推進している。プロジェクト推進にあたり、平成11年に日本側及び中国側で推進組織を設置した。 両推進組織は、年に一度、「日中代表者会議」を開催し、各種経済交流を行っている。現在、各種講座・セミナーの開催、ビジネスマッチングの提供など、日中ビジネス地元企業支援を行うとともに、企業誘致を進め「新たな中国人街」の形成に努めている。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （県の欄を参照）</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>外国・外資系企業の誘致に対する施策[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p27]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご投資サポートセンター(HIS)」が平成11年5月に開設され、各種相談・助言、低廉な賃貸オフィスの提供、等のきめ細かなワンストップサービス等を行っている。 「神戸国際ビジネスセンター」がH13年6月に第1期工事分の施設が開設、また、平成14年7月に第2期工事分の施設が開設され、外資系企業等に対するオフィススペース及び組立作業場・倉庫スペース等の提供、情報提供など各種サポートサービス等を行っている。 <p>産業復興に必要な規制緩和を推進していくための体制について、（財）阪神・淡路産業復興推進機構、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が連携を図り、要望等については、（財）阪神・淡路復興推進機構が集約する連携体制を確立した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p91]</p>

	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「工場等制限法」の廃止（平成14年7月）</p> <p>[兵庫県産業労働部ホームページ（http://web.pref.hyogo.jp/richi/kouzyou.htm）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等制限制度を廃止するための法律（首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律）が平成14年7月12日付けで施行され、工場等の新設、増設の制限がなくなった。 主な内容については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 工場等の規模に関わらず、新設・増設の制限がなくなった。 これまで制限されていた区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の各一部（概ね阪急電鉄神戸線以南） <p>（参考）これまで制限されていた内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡以上の工場の作業場の新設・増設 1,500㎡以上の大学、高等専門学校の新設・増設 800㎡以上の専修学校、各種学校の新設・増設 <p>構造改革特区制度の創設（平成14年）[「構造改革特区について(平成15年1月)」構造改革特別区域推進本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造改革特区制度は、地方公共団体等の自発的な立案により、特定地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする制度であり、平成14年12月18日に成立した「構造改革特別区域法」により創設された。 概要は、以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「構造改革特区の基本理念」</p> <p>「知恵と工夫の競争による活性」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出し、いけるようにする 地域の特性に応じた規制を認める <p>「自助と自立の精神」の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 弊害を防止する措置は、地方公共団体が主体的に対応 従来型の財政措置を講じない（既存の予算措置との組合せは可） <p>-----</p> <p>「構造改革特区のポイント」</p> <p>「可能な限り幅広い規制を対象」</p> <p>特区において特例措置を講ずることが可能な規制については、あらかじめ幅広くリストとして明示し、地方公共団体がその中から選択（そのリストについては、地方、民間からの提案に基づき定期的に追加）</p> <p>「内閣における手続き、決定プロセスの一元化」</p> <p>「的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施」</p> <p>特区において講じられた規制の特例措置は一定期間後評価を行い、全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルの規制改革に拡大</p> </div>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>○兵庫県では平成15年5月に「国際経済特区」が認定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際経済特区の概要は、以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市、西宮市、芦屋市の全域 <p>規制緩和の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区内の研究機関による外国人研究者の受入・在留許可期間の延長（3年から5年） ・入国管理局での入国・在留申請の優先処理 <p>特区の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国外資系企業の集積を進め、世界に開かれた国際経済拠点の形成 </div>

	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>神戸市では平成15年4月に「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」が認定された。 [神戸市企業立地課ホームページ (http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/kokusaikeizai/tokku/index.htm)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端医療産業特区の概要は、以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポートアイランド、及び、神戸大学 <p>規制緩和の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の教員が研究成果を活用する事業を勤務時間内に行うことが可能 ・国の研究施設を企業が安価で容易に利用 ・特区内の研究機関による外国人研究者の受け入れ ・在留許可期間の延長（3年 5年） ・活動範囲の拡大（ベンチャー企業の創業など） ・入国管理局での入国・在留申請の優先処理 ・先端医療センターなどにおける「高度先進医療制度」の弾力的運用など、全国的な規制緩和の活用 <p>特区の目標（平成35年度：医療産業都市構想の中核施設整備後20年目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業115社、市内雇用18,000人、市内生産誘発額3,300億円 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・国際みなと経済特区の概要は、以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区、及び、その他の臨港地区 <p>規制緩和の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関の勤務時間外での通関体制の整備 ・税関の臨時開庁手数料の軽減 ・特区内の研究機関による外国人研究者の受け入れ ・在留許可期間の延長（3年 5年） ・活動範囲の拡大（ベンチャー企業の創業など） ・入国管理局での入国・在留申請の優先処理 <p>特区の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸港の港勢を震災前の水準に回復 ・外国・外資系企業の立地促進 10件/年 ・研究開発成果の産業化の促進 10件/年 </div>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>初動時において、大店法の運用の見直しが行われ、仮設店舗の営業、閉店時刻の延長、休業日数の削減が認められたことにより、被災店舗の早期営業再開が可能となり、物資不足によるパニック状態が回避できたことは評価できる。（『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県（1996/6））</p> <p>（上海・長江交易促進プロジェクトについて（1999年度））神戸市の武漢事務所が開設された。中国サイドも天津市に続いて、鎮江、合肥、南京の各市が神戸市内に駐在事務所の設置を決定。中国関連企業の集積を目指す「新たな中国人街」構想があるが、民間ベースの経済交流には時間がかかりそう。（『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>全国的に見て、バブル経済崩壊後、企業立地は停滞しているが、被災地においてはバブルのピーク時の約5分の1程度にとどまっている。当面の課題であるポーアイ2期地区については、製造業用、業務用を含めて分譲率は10%程度であり、産業集積にはほど遠い状況である。新たにオープンした新産業創造研究機構（NIRO）も先行的にポーアイ2期の用地に立地したが、周辺の立地が進まない状況の中では、機能を十分に発揮できるかどうか、今後が注目される。（関 満博「本格的産業復興をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《産業復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議）</p>	
<p>課題の整理</p>	
<p>規制緩和、特区制度の活用等による企業立地の促進方策に関する検討</p>	

今後の考え方など

○復興10年総括検証においても規制緩和の積極推進や企業誘致のための体制強化などについての提言がなされている。(兵庫県)

ポートアイランド(第2期)等への産業集積を進め、雇用創出と神戸経済活性化を図るため、平成16年度末までの時限条例である神戸起業ゾーン条例(現・神戸エンタープライズゾーン条例)の延長を含めた新たな企業誘致促進の検討を行うとともに、既存の特区の一層の拡充や新たな特区の提案など、特区のさらなる充実に努める。また、地元産業の活性化・高度化を目指して、外国・外資系産業の誘致を進めるため、平成16年7月に開設されたジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸(IBSCの活用)など関係機関と連携を強化する。(神戸市)

上海・長江交易促進プロジェクトについては、「地元企業にメリットの事業展開」というビジョンをより明確にし、「日中ビジネス地元企業支援」及び「日中ビジネス企業誘致」の2つの事業を中心に展開する。(神戸市)平成16年10月に「企業立地促進条例」を制定し、立地誘導を促進している。(尼崎市)